

# 新座市地域公共交通計画策定業務委託仕様書

## 1 目的

本市では、市内全域の今後の公共交通の望ましい在り方についての方向性を定めるものとして、令和4年5月に地域公共交通システム計画（以下「現計画」という。）を策定し、「誰もが便利で快適に移動でき、持続可能な地域公共交通」を基本理念に掲げ、施策を推進してきた。

本業務は、現計画の基本的な考え方を引継ぐとともに、本市の公共交通の将来像や目標、目標達成に向けた具体的な施策を明文化するため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条に規定する地域公共交通計画を策定するに当たり、必要な業務を委託するものである。

## 2 履行期間

- (1) 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (2) 本業務は、令和6年度から令和7年度にかけて実施するものであり、年度単位で契約を締結するものとする。

## 3 対象範囲 新座市全域

## 4 計画期間 令和8年度から令和14年度まで（予定）

## 5 業務内容

### (1) 令和6年度（1年目）

#### ア 計画準備

本業務の実施に当たり、業務の実施方法や手順を定めた業務実施計画書を作成する。

#### イ 地域特性及び公共交通の現状と課題の把握

- ・ 地域特性の整理

既存資料を基に、本市のまちづくりの方向性や地域特性などを整理する。

- ・ 公共交通の現況整理

市や交通事業者が所有するデータや民間送迎バス等の運行情報を収集し、公共交通の運行状況や利用状況を整理する。

- ・ 上位計画や関連計画等におけるまちづくりの方向性の整理  
総合計画等の上位計画や現計画等の関連計画を基に、市の公共交通の役割等を整理する。

ウ 公共交通に関するニーズ調査

- ・ 関係者ヒアリング  
本市に関係する交通事業者（バス会社・タクシー会社・鉄道会社・シェアサイクル事業者）及び市内関係各課へのヒアリングを行い、まちづくりの現状と取組内容、公共交通の役割、問題点などについて把握するとともに、再編の方向性について検討する。
- ・ 市民アンケート調査  
計画を策定する上での問題点や課題を分析するため、公共交通に対する市民ニーズや利用状況等を把握するアンケート調査を実施する。調査対象は15歳以上の市民3,000人として、郵送配布・郵送回収により行い、委託者と受託者の業務分担は以下のとおりとする。

委託者	受託者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査票の検討と確定</li> <li>・ 調査対象者の抽出、宛名リストの提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査票（案）の作成</li> <li>・ 調査票の印刷</li> <li>・ 送付、返信用封筒の準備</li> <li>・ 封入、発送、回収</li> <li>・ 集計、分析、報告書の作成</li> </ul>

- ・ 公共交通利用者アンケート調査  
鉄道・路線バス・にいバス利用者を対象に、利用状況（乗降バス停、利用目的、利用頻度、乗継状況等）や利用ニーズ（求める改善策等）の調査を行う（いずれも平日1日での実施を想定）。  
鉄道利用者及び路線バス利用者へのアンケートは、調査票配布時間を午前6時から午後6時頃まで、配布数を各1,500部（合計3,000部）程度とする。鉄道利用者は、新座駅・志木駅・朝霞台駅・清瀬駅・東久留米駅・ひばりヶ丘駅の各改札付近において、路線バス利用者は、新座市役所・新座駅南口・志木駅南口などの主要バス停において調査票を配布し、郵送又は直接での回収を想定する。  
にいバス利用者へのアンケートは、調査員が全便に乗り込み、

乗客に調査票を配布する。また、必要に応じて、調査員が聞き取り記入する方法などでの実施を想定する。

## (2) 令和7年度

### エ にいバス再編による効果の検証

イ、ウの調査結果を踏まえ、令和4年度に実施した「にいバス」の再編による効果の検証を行う。主な検証項目は以下のとおり。

- ・ 再編目標の達成状況
- ・ 運行内容に対する利用者の満足度
- ・ その他の交通手段との競合状況 など

### オ 公共交通に関する課題整理

イ～エの調査結果を踏まえ、本市が抱える公共交通の問題点を整理し、今後対応が必要となる課題を抽出、検討する。

### カ 新座市地域公共交通計画（案）の作成

- ・ 目指す将来像、基本方針、基本目標等の設定

オで整理した課題を踏まえ、課題解決を図るため基本方針を検討し、その方針に基づく目標及び数値目標について、上位計画・関連計画との整合を図りながら設定する。

地域公共交通のあり方、公共交通サービス提供の方針、公共交通とまちづくりとの連携方針、公共交通の運営・運行体制の方針等を定める。

地域公共交通のあり方については、地域公共交通の位置づけを明確にして、市内公共交通ネットワークのあり方、方向性を設定する。

- ・ 目標を達成するために行う事業及びその実施主体等の検討

目標を達成する上で必要となる地域公共交通の事業内容、実施主体、事業スケジュールなどを検討して提案する。また、達成状況の評価を行うための進行管理方法や管理体制等を定める。

- ・ 新座市地域公共交通計画の取りまとめ

上記を踏まえた計画（素案）を作成する。また、パブリックコメントでの意見を踏まえて、計画書（案）及び計画書概要版（案）を取りまとめる。

### キ パブリックコメントの実施支援

パブリックコメントの実施に際し、必要となる資料の作成や、市

民からの意見の整理及び対応方針の作成について支援する。

ク 市議会に対する意見照会に関する対応支援

市民の代表である市議会に対する意見照会の実施に際し、必要となる資料の作成や、市議会からの意見の整理及び対応方針の作成について支援する。

(3) 各年度共通

ケ 新座市地域公共交通会議及び庁内検討会議の運営支援

新座市地域公共交通会議及び庁内検討会議に必要な資料を作成するとともに、会議に同席し、運営補助や議事録作成等を行う。

コ 打合せ協議

業務を円滑かつ効果的に遂行するため、打合せ協議を、着手時・中間6回・最終納品時の計8回及び必要に応じてその都度随時行うこととし、必要となる資料や議事録を作成する。また、その他、電話やメール等により随時打合せを実施する。

6 成果品の提出

(1) 令和6年度（1年目）

業務報告書（中間）	データ
会議等資料	一式

(2) 令和7年度（2年目）

新座市地域公共交通計画（A4版4色カラー）	データ
新座市地域公共交通計画 概要版（A3版4色カラー）	データ
業務報告書（最終）	データ
その他（業務項目において作成した根拠資料等）	一式

7 権利の帰属

本業務における成果品及びこれに付随する資料の著作権及び所有権は、委託者に帰属する。

8 資料等の貸与及び返還

(1) 委託者は、本業務を遂行する上で必要と認められる資料、データ等（以下「貸与品」という。）を受託者に貸与する。

- (2) 受託者は、貸与品を善良な管理者の注意をもって管理し、本業務以外の目的に使用してはならない。また、本業務が終了したときは、速やかに貸与品を委託者に返還する。

## 9 その他

- (1) 本業務は、新座市業務委託契約約款に基づき、契約を履行する。
- (2) 業務の実施に当たっては、関係法令を遵守すること。
- (3) 受託者は、委託者と十分協議を行い、本業務の目的や意図を十分に理解した上で、誠意をもって業務を遂行する。
- (4) 業務内容等に関して疑義が生じた場合は、その内容を受託者が都度記録し、委託者に確認すること。
- (5) 業務の進捗状況について、工程表との差異が生じた場合等は随時報告すること。
- (6) 業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、委託者の承諾を得ること。
- (7) 会議資料等の作成に用いる消耗品費、交通費等受注者が本業の遂行に要する経費は全て受託者が負担すること。
- (8) 本仕様書は、最低限の必要事項を掲載したものであり、掲載のない項目についての提案を妨げるものではない。契約時の仕様書は、受託候補者決定後にプロポーザルにおける提案を踏まえて決定する。